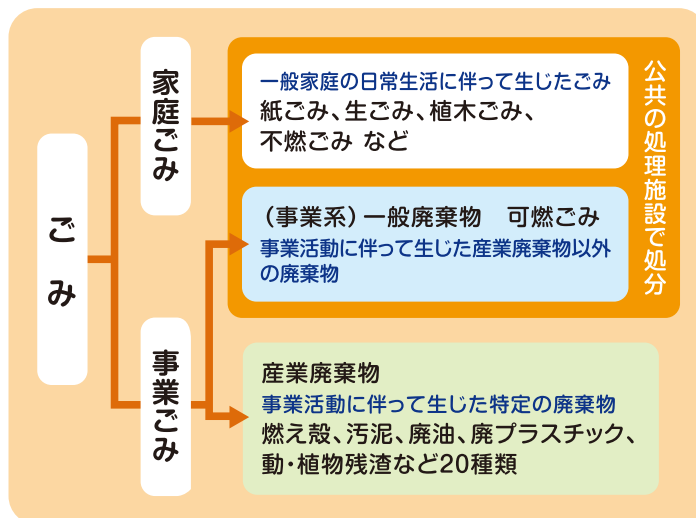
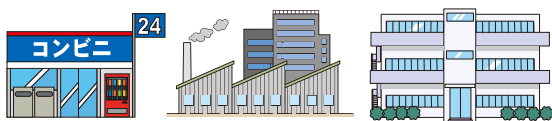


事業活動に伴って生じたごみ

事業活動に伴って生じたごみは、市では回収できません。

ごみ（廃棄物）は、家庭から日常生活に伴って発生するごみ（家庭系一般廃棄物）と、事業活動に伴って生じるごみ（事業系一般廃棄物・産業廃棄物）に分類されます。

事業所は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）がありますので、家庭用指定袋に入れて自治会の集積所に出すことはできません。次のとおり適正な処理をお願いします。



※事務所などで発生するプラスチック製の弁当ガウなども産業廃棄物になります。

事業系一般廃棄物

- ・廃棄物の種類…紙、布、厨芥類などの燃えるごみ
- ・処 理 の 場 所…中遠クリーンセンター⇒P11
- ・処 理 方 法…自己搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する
※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合は、許可種類を確認し、委託してください。
処理手数料は直接各業者へお問合せください。
- ・問い合わせ先…廃棄物対策課 ごみ減量推進係 ☎0538-84-6057

産業廃棄物

- ・廃棄物の種類…廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定めた20種類
- ・処 理 方 法…産業廃棄物処理業者（収集運搬許可業者）へ委託
- ・問い合わせ先…（財）静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285
ホームページ <http://www.shizuoka-sanpai.or.jp>

⚠ 公共の施設では産業廃棄物の受け入れはできません。



建物のリフォームや解体業者等に工事を依頼して出たごみは、産業廃棄物になりますので、市で処理することはできません。
工事を行った業者に処理を依頼してください。
なお、本人自ら解体した時に出的軽微なごみは、分別し各処理施設へ自己搬入してください。

